

公益信託 筑波銀行愛の社会福祉基金 助成金給付対象者募集のお知らせ

公益信託 筑波銀行愛の社会福祉基金
受託者 株式会社りそな銀行

本公益信託は、茨城県を基盤とする地域金融機関として「地域共存」の経営ビジョンをかかげられている株式会社筑波銀行様が資金を提供され、茨城県内における障害者施設の福祉活動に対して助成を行うことにより、社会福祉の増進に貢献することを目的として1992（平成4）年10月28日に設定されました。

つきましては、助成金給付対象者を以下のとおり募集いたしますので、助成金の給付を希望される方は、募集要項に基づき、募集窓口までお申し込みください。

<公益信託の概要>

名称	公益信託 筑波銀行愛の社会福祉基金
財産	9,231万円 [2024年3月末現在]
目的	茨城県内における障害者施設の福祉活動に対し助成を行い、もって社会福祉の増進に貢献する。
委託者	株式会社 筑波銀行
主務官庁	茨城県

<募集要項>

1. 応募資格	茨城県内における下記施設・事業所のうち民立民営のもの、ただし営利法人は除く。 ①障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所 ②障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設 ③児童福祉法第42・43条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター
2. 対象事業	①社会福祉の増進に係る備品等の購入事業 ②上記に掲げる施設と地域社会との交流を促進する事業 ③その他社会福祉の増進に関して適当と認められる事業
3. 助成金額	1件あたり30万円以内
4. 助成金総額	今回募集分については、総額100万円程度
5. 提出書類	所定の「助成金給付申請書」（見積書写しを添付してください）
6. 提出期限	2024年12月30日（月）【消印有効】
7. 審査	公益信託筑波銀行愛の社会福祉基金運営委員会の審議により、給付の可否ならびに給付金額を決定します。
8. 給付予定	2025年4月
9. 報告書提出	助成金の給付を受けた時は、使用後遅滞なく、助成金の使途に係る報告書を受託者宛に提出していただきます。
10. 募集窓口	〒305-0032 茨城県つくば市竹園1丁目7番 株式会社筑波銀行 公務渉外室 TEL 029-859-8111（大代表） 〒135-8581 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2 棟 株式会社りそな銀行 信託オペレーションオフィス 公益信託担当 TEL 03-6704-3359

以上

<必ずご覧ください>

公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行
(公益信託受託者)

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。

公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・ 業務内容
 - 公益信託の助成事業遂行に必要な業務
(助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務)
- ・ 利用目的
 - 公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
 - 公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため
- ・ 個人情報提供先
 - 公益信託関係者
(例) 運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
 - 主務官庁

以 上